

**改正**

平成20年3月28日中津市告示第67号

平成21年9月3日中津市告示第268号

平成23年10月5日中津市告示第313号

平成24年3月29日中津市告示第106号

平成26年2月18日中津市告示第51号

平成26年3月31日中津市告示第114号

平成28年8月1日中津市告示第199号

中津市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

**第1** この要領は、中津市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2** 低入札価格調査の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が3億円以上の工事とする。

(低入札価格調査委員会)

**第3** 低入札価格調査を行うため、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(低入札価格調査基準価格)

**第4** 契約担当者は、対象工事の入札にあたり、低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を設定し、予定価格調書の基準価格欄にその金額を、基準割合欄に基準価格算出の基礎となった割合（基準割合）を記載するものとする。

2 基準価格は、設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を設計金額で除して得た割合（小数点以下2位未満は、切り捨てる。）を予定価格に乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、前項の規定により得た割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9を、10分の7に満たない場合にあっては10分の7を予定価格に乘じて得た額を基準価格とする。ただし、解体工事で10分の8を超える場合にあっては10分の8を予定価格に乘じて得た額を基準価格とする。

4 前2項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要があると認める場合は、入札ごとに契約担当者が定める割合を予定価格に乘じて得た額を基準価格とする。

(失格基準)

第5 契約担当者は、基準価格を下回る額で入札が行われた場合において、低入札価格調査を実施することなしに失格とする基準となる額（以下「失格基準」という。）を設定し、予定価格調書の失格基準欄にその金額を、失格基準割合欄に失格基準算出の基礎となった割合を記載するものとし、当該金額を下回る入札は失格とする。ただし、契約担当者が、工事の内容によっては失格基準を設けることが適当でないと判断した場合は、失格基準を設けないことができる。

2 失格基準は、設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を設計金額で除して得た割合（小数点以下2位未満は、切り捨てる。）を予定価格に乘じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の8.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額に10分の7を乗じて得た額

3 失格基準を下回る額の入札を行った者は、当該入札案件の再度入札に参加できないものとする。

(入札参加者への周知)

第6 契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、当該工事が対象工事であることを入札公告又は指名競争入札執行通知書等に記載するとともに、入札執行の際に次に掲げる事項（第2号及び第4号については、失格基準を定めている場合に限る。）について入札参加者に周知するものとする。

(1) 基準価格を定めていること。

(2) 失格基準を定めていること。

(3) 基準価格を下回る入札（失格基準を下回る入札を除く。以下同じ。）が行われた場合は、落札者の決定を保留して低入札価格調査を実施し、最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）以外の者を落札者とする場合があること。

(4) 入札価格が失格基準を下回る場合においては、当該入札を失格とし、失格基準を下回る額の入

札を行った者は再度入札に参加できないこと。

(5) 基準価格を下回る入札を行った者は、以後の調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

**第7** 基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は落札者の決定を保留して、低入札価格調査を実施する旨を告げて、入札を終了するものとする。

2 入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札を失格とする。

(調査の実施)

**第8** 入札執行者は、基準価格を下回る入札が行われた場合において、落札者の決定を保留したときは、最低の入札価格について、対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、工事担当課及び契約検査課（以下「工事担当課等」という。）に調査を行わせなければならない。

2 前項の調査は、次の事項について最低価格入札者からの資料の徴取及び事情聴取並びに関係機関への照会により行うものとする。

(1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

(2) その価格により施工ができる特別の事由

① 対象工事の場所の付近における手持工事の状況

② 対象工事に関連する手持工事の状況

③ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）

④ 手持資材の状況

⑤ 資材購入先及び購入先と入札者との関係

⑥ 手持機械の状況

(3) 労務者の具体的供給見通し

(4) 過去5年間に施工した公共工事名及び発注者

(5) 入札者の経営状態

① 経営内容

② 経営状況

③ 信用状況

(6) その他必要な事項

3 工事担当課等は、前項の調査終了後、当該調査の結果及び対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについての意見を付した書面（以下「調査結果調書」という。）

を作成し、委員会に提出しなければならない。

- 4 委員会は、工事担当課等より提出された調査結果調書に基づき、契約の内容に適合した履行の可否について審議を行わなければならない。

(契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の手続)

- 第9** 委員会は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、その旨を市長に報告し、契約担当者は、最低価格入札者に落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者にその旨を通知するものとする。

(契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の手続)

- 第10** 委員会は、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その旨を市長に報告し、契約担当者は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が基準価格を下回る価格で入札をした場合にあつては、工事担当課等に命じて第8の調査を実施し、委員会の審議を経た上で落札者とするかどうか決定するものとする。

- 2 契約担当者は、最低価格入札者を落札者としなかったときは、最低価格入札者に落札者としなかった旨及びその理由を通知するものとする。
- 3 契約担当者は、次順位者等を落札者としたときは、次順位者等に落札者とする旨を通知し、他の入札者にその旨を通知するものとする。

(対象工事の入札結果及び調査結果の公表)

- 第11** 対象工事の入札結果の公表に当たっては、入札結果表に基準価格を記載し、低入札価格調査を実施した場合は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 低入札価格調査を実施した旨
- (2) 基準価格を下回る入札価格（失格基準を下回る入札価格を除く。）にあつては、基準価格未  
満である旨
- (3) 失格基準を下回る入札価格にあつては、失格である旨

- 2 低入札価格調査の結果については、落札者決定後、公表するものとする。

## 附 則

この告示は、平成17年5月1日から施行する。

## 附 則（平成20年3月28日中津市告示第67号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年 9 月 3 日中津市告示第268号）

この告示は、平成21年10月 1 日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札から適用する。

**附 則**（平成23年10月 5 日中津市告示第313号）

この告示は、平成23年11月 1 日から施行し、同日以後に開札する入札から適用する。

**附 則**（平成24年 3 月29日中津市告示第106号）

この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 2 月18日中津市告示第51号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、平成26年 3 月31日までに引渡しを行う契約に係る低入札価格調査基準価格については、改正前の中津市低入札価格調査実施要領の規定は、なお効力を有する。

**附 則**（平成26年 3 月31日中津市告示第114号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 8 月 1 日中津市告示第199号）

この告示は、平成 2 8 年 8 月 1 5 日から施行し、改正後の中津市低入札価格調査実施要領の規定は、この告示の施行の日以後に公告又は通知を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。